

重要経済安保情報の保護に関する通報窓口

宮崎地方検察庁における重要経済安保情報の保護に関する通報窓口について

宮崎地方検察庁では、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第6章第3節1記載の重要経済安保情報等の管理が重要経済安保情報保護活用法等に従って行われていないと思われる場合における通報窓口を企画調査課に設置しています。

1. 通報することができる者

- ・ 宮崎地方検察庁において重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者
- ・ 宮崎地方検察庁において重要経済安保情報の取扱いの業務を行っていた者
- ・ 重要経済安保情報保護活用法第4条第5項、第8条、第9条、第10条又は第18条第4項の規定により宮崎地方検察庁から提供された重要経済安保情報について、当該提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知得した者

2. 通報の方法

任意の様式による郵送又はメール等をご利用ください。

窓 口

〒880-8566

宮崎市別府町1番1号

宮崎地方検察庁企画調査課

重要経済安保情報通報窓口

メ リ

ppo41-juyokeizaianpo.m3q @ i.kensatsu.go.jp

電 話

0985-29-2131 (代表)

- ※ 電話交換手に対し、重要経済安保情報保護活用法の宮崎地方検察庁通報窓口（企画調査課）へ取り次ぐようお伝えください。
- ※ 電話による通報の受付時間は、平日の午前9時30分から午後5時まで（午後0時から午後1時までの間は除く。）です。

3. 通報者の保護

通報者を特定させこととなる情報その他の通報に関する秘密は守られます。

通報により知り得た個人情報の内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用することはありません。

通報したことを理由として不利益な取扱いをすることはありません。

4. 通報に当たっての留意事項

1. 通報するときは、重要経済安保情報を通報窓口に漏らさないように十分注意してください。
2. 受け付けることができる内容は、検察庁が「重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が重要経済安保情報保護活用法等に従つて行われていないと思われる場合」についてであり、重要経済安保情報保護活用法一般に関するご意見やご質問を受け付けるものではありません。
3. メールによる通報の場合は次の点にご留意ください。
 - ・ 文字化けを防ぐため、いわゆる外字などの特殊文字は使用しないでください。
 - ・ セキュリティ対策上、添付ファイルは開封できない場合があります。ファイルの添付は可能な限りお控えいただき、必要な内容はメール本文に記載願います。添付資料等が必要な場合は、郵送をご利用いただくよう、ご理解願います。
 - ・ セキュリティ対策上、メール本文に他サイトへのリンクを貼つていただいても、閲覧できませんので、あらかじめご承知置き願います。